

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

近年、中山間地域等では、高齢化・人口減少の進行により、農業者を母体とした組織と多様な地域の関係者が連携する組織（以下、農村RMOという。）を設立し、地域コミュニティの機能を維持・強化することが必要となってきた。このため、広島県では「農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち、農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業（農村RMOモデル形成支援）」（以下、農村RMO形成推進事業という。）を実施している。

本事業では、農村RMO形成推進事業を円滑に実施するため、農村RMOの設立・活動の支援等を行うことを目的とする。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 予算額

3,471千円（消費税及び地方消費税を含む）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限 【様式1】

令和8年5月1日（金） 午後5時（必着）

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限 【様式2】

令和8年5月14日（木） 午後5時（必着）

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和8年5月15日（金）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県農林水産局農業基盤課（広島県庁本館4階）

② 提案書提出期限

令和8年5月19日（火） 午後5時（必着）

③ 提出書類

「令和8年度農村型地域運営組織伴走支援業務提案書作成要領」による書類

④ 提案書の取り下げ

提案書を取り下げる場合は、取り下げ願い書を提出すること。 【様式3】

(5) 提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリング実施場所等

① 実施方法

オンライン会議システム（Zoom）により実施予定

② 実施日時

令和8年5月21日（木）を予定

- ③ 時間
提案者当たりの説明時間は30分以内を予定し、内訳は次のとおりとする。
プレゼンテーション：15分以内、質疑応答10分程度
- ④ 資料
プレゼンテーションにおいて使用する資料は、提出した提案書のみとする。
- ⑤ 出席者
公募型プロポーザル参加資格を有している事業者。オンライン会議システム（Zoom）への入室は3名までとする。
- (6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について
- ① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。
- ・事業者の概要及び同様の業務に関する実績表 【様式4】
 - ・登記事項証明書（法務局が発行する履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）。写し可。）
 - ・財務諸表：最新決算年度の貸借対照表及び損益計算書、またはこれらと同等の資料
 - ・広島県の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）
※広島県内に事業所等が全くないなど、納税義務がない場合を除く
 - ・消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）
- ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- ④ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）
- (7) 仕様書について
- ① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、書面により提出すること。
- ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
- (8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- ② 上記の通知を受けた者は、広島県農林水産局農業基盤課に対してその理由説明を求めることができる。
- ③ この説明を求める場合は、令和8年5月27日（水）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
- ④ 上記に対する回答は、令和8年5月28日（木）までに、書面により行う。
- (9) 支払条件
業務完了後の一括払いとする。
- (10) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(11) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(13) 提出された提案書について

- ① 提出された提案書は、返却しない。
- ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合、使用することがある。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(3) 契約保証金

公告に定めるとおり

(4) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約

適用 適用なし

4 添付書類

- 公告の写し
- 業務委託契約書（案）
- 令和 8 年度農村型地域運営組織伴走支援業務仕様書
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書 【様式 1】
- 仕様書等に対する質問書 【様式 2】
- 取り下げ願い書 【様式 3】
- 事業者の概要及び同様の業務に関する実績表 【様式 4】
- 令和 8 年度農村型地域運営組織伴走支援業務公募型プロポーザル評価基準評価基準
- 令和 8 年度農村型地域運営組織伴走支援業務提案書作成要領

【問い合わせ先】

広島県農林水産局農業基盤課 担当 河村、陶山
電話 082-513-3657（ダイヤルイン）